

庁中一般

加西市まちづくり出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民団体等が主催する学習会、集会等に際して主催団体の求めに応じて市の職員等が講師として出向き、市政の説明や専門知識を活かした講座等（以下「出前講座」という。）を実施することにより、市政に関する情報提供の充実を図るとともに、市民及び市職員の意識啓発を図り、もって市民協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(申込団体)

第2条 出前講座を申し込むことができる団体は、原則として市内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成された団体とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、年度ごとに広報やホームページなどで公表する。

(講師)

第4条 出前講座の講師は、市の職員のほか市長が必要と認めた者とする。

(開催日時)

第5条 出前講座の開催日時は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く午前10時から午後9時までのうち1時間30分以内とする。

(出前講座の運営等)

第6条 開催場所は、市内に限るものとし、場所の確保、講座の運営、進行等は申込団体が行うものとする。

2 出前講座に係る施設の利用については、申込団体の責任において行うものとする。

3 出前講座の講師料は無料とする。ただし、施設利用に係る費用その他の開催に係る費用は、申込団体において負担するものとする。

(申込み等)

第7条 申込団体は、出前講座を受講しようとする14日前までに、加西市まちづくり出前講座申込書により市長に申込みを行うものとする。

(決定)

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは速やかに受講の可否を決定し、加西市まちづくり出

前講座承認・不承認決定通知書により、申込団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の受講の決定をする場合において必要と認めるときは、条件を付することができる。

(受講の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の受講を承認しないものとする。既に受講の承認を決定している場合には、これを取り消すことができるものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、出前講座の受講がこの要綱の目的に反すると認められるとき。

(変更等の届出)

第10条 第8条の規定により出前講座の受講の承認を受けた団体は、申込事項に変更があったとき又は出前講座の受講を中止しようとするときは、速やかに加西市まちづくり出前講座変更届出書により市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。